

見直し状況（該当あり：1、該当なし：0）

事 項	根拠規定	年間平均 申請件数	13年度	14年度	15年度	手続の見直し			備 考  （オンライン化困難事項 等）
						該当の 有無	該当件 数	内 容	
通院医療費公費負担の医療を受ける病院等の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第4条の2第3項	-	法令改正検討	法令改正、改正通知		0	0		患者票自体は訂正が必要であり、オンライン化は困難
通院医療費公費負担の患者票の返納	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第4条の2第4項	-	法令改正検討	法令改正、改正通知		0	0		患者票自体は返納が必要であり、オンライン化は困難
精神障害者保健福祉手帳の氏名等の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第2項、第3項	-	法令改正検討	法令改正、改正通知		0	0		手帳自体は訂正が必要であり、オンライン化は困難
精神障害者保健福祉手帳の居住地の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第4項、第5項	-	法令改正検討	法令改正、改正通知		0	0		手帳自体は訂正が必要であり、オンライン化は困難
精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更の申請	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第1項、第3項	-	法令改正検討	法令改正、改正通知		0	0		手帳自体は訂正が必要であり、オンライン化は困難
精神障害者保健福祉手帳の汚損・紛失時の再交付の申請	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条第1項	-	法令改正検討	法令改正、改正通知		0	0		手帳自体は訂正が必要であり、オンライン化は困難
精神障害者保健福祉手帳の発見時の返還	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条第2項、第3項	-	法令改正検討	法令改正、改正通知		0	0		手帳自体は返還が必要であり、オンライン化は困難
精神障害者保健福祉手帳の所持人の死亡による返還	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条の2第1項、第2項	-	法令改正検討	法令改正、改正通知		0	0		手帳自体は返還が必要であり、オンライン化は困難
所 管 手 続 数 合 計		8	年度別法令改正手続数 0	8		計 0	計 0		
				法令改正手続数合計 （計画期間中）	8				
				オンライン化困難	0				
				一部オンライン化困難	8				

注1) 「手続の見直し」の「内容」欄は、以下の見直しを行うものについて記述している。

- ・「受付時間の延長」は、オンライン化による受付時間の延長について。
- ・「添付書類の減」は、添付書類のうち戸籍謄抄本、住民票の写しに関して住民基本台帳ネットワークシステム（「住基ネット」と表記）の利用、商業・法人登記簿謄抄本に関して商業登記に基礎をおく電子認証制度又はインターネット登記情報提供サービスの利用、及び不動産登記簿謄抄本に関してインターネット登記情報提供サービスの利用による代替（添付書類の削減）について。（ただし、インターネット登記情報提供サービスの利用については、その利用に係る諸問題が整理されていることを前提とする。）
- ・「提出部数の削減」は、現在複数部数の提出を要している手続に関しオンライン化による際の提出部数の削減について。

2) 「備考」欄には、基本的に平成15年度までにオンライン化実施が困難である手続の理由、又は電子化が困難な添付書類について記述している。

電子化困難な添付書類については、当面、別途郵送などの対応を要する。なお、当欄に特段記載がないものについても、電子化された添付書類が入手、又は作成できない場合などは別途郵送等が必要となる。